平成２８年（フ）第４号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿281番地　市営妻鹿住宅２棟210号
債務者　服部　昭範
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９号
兵庫県姫路市花田町小川766番地14、従前の住所兵庫県加東市木梨1134番地147
債務者　上村　勇次
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０号
兵庫県姫路市花田町小川766番地14、従前の住所兵庫県加東市木梨1134番地147
債務者　上村美智子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２７３号
奈良県香芝市今泉626番地１　アデッソフォンターナＡ301号
債務者　坂井**龍**太郎
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
鳥取県西伯郡大山町今在家589番地１　今在家団地Ｂ104号
債務者　寺本ゆかり
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７７９号
広島市西区庚午北１丁目19番４号
債務者　岡田まゆみ（旧姓水田・木下）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１号
広島市中区舟入本町１番１―1508号
債務者　岡　　郁美（旧姓富吉）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
広島市南区西本浦町６番11―506号
債務者　宮西　和恵
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
広島市中区住吉町13番10―402号
債務者　永田里那子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市大日寺639番地１
債務者　田中絵利奈（旧姓別府）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第４号
福岡県飯塚市堀池234番地
債務者　松尾　純一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４９号
福岡県八女市星野村195番地　光延団地１号
債務者　稲富　俊子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３号
大分市大字迫９番地の103（スヌーピー102）
債務者　廣瀬　美和
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
宮崎市大淀４丁目３番26号　アクティブ大淀206号、前住所宮崎市大**塚**町横立1509番地３
債務者　長友　正雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４号
宮崎県延岡市旭ケ丘４丁目6307番地２　メゾン旭ケ丘　301
債務者　八代留美子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４６１号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目５番10号（川路住宅）
債務者　吉永　順一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目７番８号（ローズハイツ205号）
債務者　中村　光春
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係